

令和 4 年度 通関士本試験

関税法，関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

解答・解説

※この解答は，令和 4 年 7 月 1 日施行法令に基づき作成しています。

〈令和4年度 関税法・関税定率法その他 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第15問（各2点）	20点
択一式		第16問～第30問（各1点）	15点
合計			60点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	関税の納税義務	イ	④	B
		ロ	⑧	
		ハ	⑬	
		ニ	②	
		ホ	⑮	
第2問	関税の納期限	イ	⑥	C
		ロ	⑪	
		ハ	⑫	
		ニ	⑮	
		ホ	④	
第3問	輸入通関	イ	②	B
		ロ	⑮	
		ハ	⑦	
		ニ	④	
		ホ	⑨	
第4問	保税運送	イ	⑦	A
		ロ	③	
		ハ	⑤	
		ニ	⑨	
		ホ	⑪	
第5問	課税価格の決定の原則	イ	⑮	A
		ロ	③	
		ハ	⑨	
		ニ	⑪	
		ホ	①	

【選択式】複数選択式：2点×10問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	関税の確定及び納付	3, 4	C
第7問	延滞税	1, 2, 4	B
第8問	輸出通関	1, 4, 5	C
第9問	輸入通関	3, 5	A
第10問	保税地域	1, 3	B
第11問	特例輸入者・特定輸出者	1, 3	A
第12問	関税の軽減, 免除又は払戻し	2, 4, 5	A
第13問	課税価格の計算方法	1, 4, 5	A
第14問	輸入貿易管理令	1, 3	B
第15問	輸入してはならない貨物	1, 3, 5	A

【択一式】1点×15問

問	項 目	正 解	ランク
第16問	関税関係帳簿・関税関係書類	2	C
第17問	課税物件の確定時期	2	A
第18問	修正申告・更正の請求・更正・決定	4	A
第19問	関税の徴収	5	C
第20問	輸出通関	3	B
第21問	輸入通関	5	A
第22問	輸入の許可前における貨物の引取り	5	A
第23問	関税の軽減, 免除又は払戻し	0	B
第24問	輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税	3	A
第25問	特恵関税制度	2	C
第26問	関税率表解釈通則	3	A
第27問	輸出貿易管理令	4	C
第28問	不服申立て	4	A
第29問	罰則	2	B
第30問	相殺関税	4	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー④ ロー⑧ ハー⑬ ニー② ホー⑮

（関税法41条の3、45条1項、77条の2、77条の3第3項、施行令68条の2、国税通則法52条、定率法15条2項）

第2問 正解 イー⑥ ロー⑪ ハー⑫ ニー⑮ ホー④

（関税法9条2項4号、77条3項、9条の2第2項、2条の3、施行令1条の4第2項）

第3問 正解 イー② ロー⑮ ハー⑦ ニー④ ホー⑨

（関税法67条、71条2項、67条の2第2項、施行令59条の5第2項）

第4問 正解 イー⑦ ロー③ ハー⑤ ニー⑨ ホー⑪

（関税法63条1項、4項、施行令53条の2第1項、関税法63条の9第2項、64条1項）

第5問 正解 イー⑮ ロー③ ハー⑨ ニー⑪ ホー①

（定率法4条1項3号、2号、2項1号、2号、3号）

（複数選択式）

第6問 正解 3, 4

- 1 × 本邦と外国との間を往来する航空機に積まれていた外国貨物である機用品で、当該航空機で外国貨物として使用しないこととなったものに対する関税の税額の確定については、**賦課課税納税方式が適用**される（関税法6条の2第1項2号イ、施行令3条2項3号）。
- 2 × 延滞税の税額の確定については、**特別の手続を要しないで**、納付すべき税額が確定する（関税法6条の2第2項）。
- 3 ○ 関税法の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税は、**賦課課税方式が適用**される。**納期限の延長**は、申告納税方式が適用される貨物のみ適用され、**賦課課税方式の適用を受ける貨物は受けることができない**（6条の2第1項2号ニ、9条の2）。
- 4 ○ 納税申告をした者が、当該申告に係る税額につき更正をすべき旨の請求をした場合であっても、当該請求の時点では、当該申告に係る税額を当該請求に係る更正後の税額に**変更する効果は生じない**。更正の請求を受けた税関長はその請求に係る税額等について調査を行う（7条の15）。
- 5 × 関税をクレジットカードを使用する方法により納付しようとする者は、その税額が1,000万円未満であり、かつ、その者のクレジットカードによって決済することができる金額以下である場合であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う**納付受託者に対する通知**で財務省令で定めるものに基づき納付しようとする場合に、当該納付受託者に納付を委託することができる（9条の5第1項）。

第7問 正解 1, 2, 4

- 1 ○ 法定納期限までに関税が完納されない場合には、その未納に係る関税額に対し、その**法定納期限の翌日から当該関税額が納付される日までの日数**に応じて、延滞税が課される（関税法12条1項）。
- 2 ○ 関税の法定納期限から1年を経過する日後に、**偽りその他不正の行為により当該関税を免れた者**について当該関税に係る更正がされた場合は、その**法定納期限の翌日からその関税額が納付される日までの日数**に応じて、当該更正により納付すべき関税額に係る延滞税が課される（12条10項）。
- 3 × 延滞税が課される場合において、税関長が国税徴収の例により国税徴収法第153条第1項の規定による滞納処分の執行の停止をしたときは、その停止をした関税に係る延滞税のうち、当該執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額のうち**特例延滞税額を超える部分の金額に相当する金額を免除**する（12条7項1号、附則昭29.4法第61号4項）。
- 4 ○ 延滞税が課される場合において、**やむを得ない理由**により納付すべき税額に誤りがあったため関税の法定納期限後にその未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき**税関長の確認**があったときは、その税額に係る延滞税については、当該法定納期限の翌日から当該関税につき修正申告をした日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額が**免除**される（12条6項）。
- 5 × 延滞税が課される場合において、税関長が国税徴収の例により国税徴収法第151条の2第1項の規定による換価の猶予をしたときであって、納税義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、税関長は、その猶予をした関税に係る延滞税につき、**猶予をした期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められる金額を限度として免除**することができる（12条8項1号）。

第8問 正解 1, 4, 5

- 1 ○ 輸出申告書に記載する貨物の価格は、当該貨物が航空機によって有償で輸出されるものである場合には、当該貨物の**本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に準ずる条件による価格**となる（関税法基本通達67-1-4(1)）。
- 2 × 税関長は、コンテナに関する通関条約第2条の規定により関税及び消費税の免除を受けて輸入したコンテナを輸出しようとする者が、**積卸コンテナ一覧表を税関長に提出すれば**、関税法第67条の規定による**輸出申告があったものとみなす**ことができる（コンテナ特例法施行令2条）。
- 3 × 貨物を業として輸出する者は、当該貨物に係る取引に関して作成した関税関係書類について、関税法第68条の規定により税関に提出したものを除き、当該貨物の**輸出の許可の日の翌日から5年間保存**しなければならない（94条2項、施行令83条8項）。
- 4 ○ 輸出しようとする貨物について税関長が指定した場所以外の場所で関税法第67条の検査を受けようとする者は、**当該貨物の置かれている場所を所轄する税関長の許可**を受けなければならない（関税法69条2項）。
- 5 ○ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律に規定する通関手帳により、我が国から一時輸出され、我が国に再輸入されることが予定されている商品見本を一時輸出しようとする者が、その輸出の際に当該商品見本に係る通関手帳を税関長に提出した場合は、税関長は、当該通関手帳の輸出証書を関税法施行令第58条に規定する**輸出申告書として取り扱う**こととされている（A T A特例法基本通達3-9(2), 3-6(1)）。

第9問 正解 3, 5

- 1 × 関税法第23条第2項（船用品又は機用品の積み込み等）の規定により税関長の承認を受けて外国貿易船に積み込んだ**内国貨物**である船用品を国内に引き取りようとする場合は、**輸入には該当せず、輸入申告は不要**である（関税法2条1項1号）。
- 2 × 貨物を**輸入**しようとする者は、必要な事項を税関に申告し、貨物につき必要な検査を経て、**輸入の許可を受けなければならない**（67条）。特例申告に係る貨物について、輸入の許可を受ける前に、保税地域を経由して 本邦に引き取ることができる旨の**例外規定はない**。
- 3 ○ 税関長は、輸入申告があった場合においてその**輸入の許可の判断**のために必要があるときは、契約書、仕入書その他の**申告の内容を確認**するために必要な書類を**提出させることができる**（68条）。
- 4 × 輸入しようとする貨物の課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の**本邦通貨への換算**は、実勢外国為替相場の著しい変動がある場合を除き、当該貨物に係る輸入申告の日の属する週の**前々週**における実勢外国為替相場の当該週間の平均値に基づき税関長が公示する相場によるものとされている（定率法4条の7第2項、規則1条）。
- 5 ○ 課税標準となるべき価格が20万円を超える郵便物を輸入しようとする場合であっても、当該郵便物が**寄贈物品**に該当するものであるときは、当該郵便物について輸入申告を行うことを**要しない**（関税法76条1項）。

第10問 正解 1, 3

- 1 ○ 保税蔵置場にある外国貨物が腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなったことにより、当該外国貨物をくずとして処分しようとする者は、あらかじめその旨を**税関に届け出なければならない**こととされている（関税法34条，基本通達34-1(1)）。
- 2 × 保税蔵置場において貨物を管理する者は，その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての**帳簿を設けなければならない**（関税法34条の2）。
あらかじめ税関長の承認を受けた場合に帳簿を不要とする例外規定はない。
- 3 ○ 税関長は，**保税地域に税関職員を派出**して，当該保税地域に搬出入される貨物に係る許可，承認及び届出の受理等に関する事務を**処理させることができる**こととされている（関税法35条，基本通達35-1(2)）。
- 4 × 保税地域にある外国貨物を見本として持ち出そうとする者は，その持出しが一時的なものであっても，税関長の**許可を受けることを要する**（関税法32条）。
- 5 × 保税地域に置くことが困難である外国貨物であるとして，当該外国貨物を保税地域以外の場所に置くことについて税関長が期間及び場所を指定して許可した場合において，その許可を受けた者はその許可に係る**期間の延長を申請することができる**（関税法基本通達30-4）。

第11問 正解 1, 3

- 1 ○ 特例申告を行う場合は、特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、**当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない**（関税法7条の2第2項）。
- 2 × 特例輸入者が、本邦に迅速に引き取られる必要がない貨物を保税地域等に入れないで輸入申告をする場合は、当該貨物を保税地域等に入れないで輸入申告をすることにつき、当該輸入申告を電子情報処理組織を使用して行わなければならないが、**税関長の承認を受ける必要はない**（67条の2第3項3号）。
- 3 ○ 税関長は、関税、内国消費税及び地方消費税の保全のために必要があると認めるときは、特例輸入者に対し、金額及び期間を指定して、関税、内国消費税及び地方消費税につき**担保の提供を命ずることができ、特例輸入者が過去1年間に於いて過少申告加算税を課された場合は、この「保全のために必要があると認めるとき」に該当することとされている**（7条の8第1項、基本通達7の8-1(1)）。
- 4 × 特定輸出者が**特定輸出申告**を行った場合において、**貨物確認書を作成する必要はない**（67条の3第2項）。
- 5 × 特定輸出者は、特定輸出申告が行われ、輸出の許可を受けた貨物が輸出されないこととなったことにより当該貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなったときは、その許可をした税関長に対し、**当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる**（67条の4第1項）。

第12問 正解 2, 4, 5

- 1 × 加工のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物について、**本邦において加工をすることが困難であると認められないもの**については、定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定による関税の軽減を受けることは**できない**（定率法11条）。
- 2 ○ **修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物**については、定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定による関税の軽減を受けることができる（11条）。
- 3 × 関税を納付して輸入された貨物のうち品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から**6月以内に保税地域に入れられたものである場合は**、定率法20条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しを受けることができる（20条1項）。本肢のように「**3月以内**」に保税地域に入れられた貨物であれば、「**6月以内**」に搬入していることになるので、払戻しを受けることができる。
- 4 ○ **本邦から出漁した本邦の船舶**によって外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工して得た製品で、輸入されるものについては、定率法14条の3第1項（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）の規定による関税の免除を受けることができる（14条の3第1項）。
- 5 ○ 宇宙開発の用に供する人工衛星を開発するためのロケットの部分品であつて、**本邦において製作することが困難と認められないもの**については、暫定措置法4条（航空機部分品等の免税）の規定による関税の免除を受けることが**できない**（暫定措置法4条）。

第13問 正解 1, 4, 5

- 1 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し、買手により負担される当該輸入貨物の包装に要する包装材料の費用及び包装作業に係る人件費は、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において、当該輸入貨物の課税価格に含むものとされている（定率法4条1項2号ハ、基本通達4-11）。
- 2 × 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、当該輸入貨物に組み込まれている生地及び当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠が買手により値引きをして提供された場合において、当該意匠が本邦において開発されたものであるときは、当該意匠に要する費用は当該輸入貨物の課税価格に含まれない（定率法4条1項3号、施行令1条の5第3項、基本通達4-12(4)）。
- 3 × 買手による輸入貨物の使用によって得られる賃貸料で直接に売手に帰属するよう取り決めたものは売手帰属収益に該当し、当該賃貸料の額が明らかとなるときは、当該賃貸料の額は当該輸入貨物の課税価格に算入される（定率法4条1項5号、基本通達4-14(1)）。
- 4 ○ 輸入貨物が航空機により運送された時事に関する記事を掲載する一般的日刊新聞の掲載用のニュース写真であるときは、当該ニュース写真についての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとされている（定率法4条の6第1項、施行令1条の13第2項2号）。
- 5 ○ 輸入貨物が、その契約において船舶により運送されることとされていたもので、その製作の遅延により本邦への到着が遅延するおそれが生じたため、輸出者が航空運賃の全額を負担することにより航空機によって運送されたものであるときは、当該輸入貨物についての輸入港に到着するまでの運賃及び保険料は、当該貨物を運送するために当初手配された船舶による運送に係る運賃及び保険料の額によるものとされている（定率法施行令1条の13第2項6号）。

第14問 正解 1, 3

- 1 ○ 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物の輸入をしようとするときは、輸入貿易管理令第14条本文（特例）の規定の適用を受ける場合を除き、**経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない**（輸入令4条1項1号）。
- 2 × 税関長は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものに係る輸入の承認に**条件を付することができる**（18条1号，輸入規則5条）。
- 3 ○ 税関長は、特に必要があると認めるときは、**1月以内**において、経済産業大臣の輸入の承認の有効期間を**延長することができる**（輸入令18条2号）。
- 4 × 輸入承認証に係る貨物が当該輸入承認証の有効期間内に本邦に到着している場合であっても、**輸入申告の時に当該輸入承認証の有効期間が経過していた**ときは、当該貨物を**輸入することができない**（関税法70条）。
- 5 × 経済産業大臣は、輸入割当てに当たり、輸入に関する事項について**条件を付することができる**（輸入令11条1項）。

第15問 正解 1, 3, 5

- 1 ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律2条15項（定義）に規定する**指定薬物**は、同法に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に**該当する**（関税法69条の11第1項1号の2）。
- 2 × 税関長は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律2条3項（定義等）に規定する特定物質に該当する貨物で輸入されようとするものを**没収して廃棄することができる**（69条の11第1項5号、2項）。
- 3 ○ 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに著作権を侵害する物品に該当する貨物があると思料する場合であっても、**認定手続を経た後でなければ、当該貨物を没収して廃棄することができない**（69条の12第4項）。
- 4 × 輸入差止申立てが受理された**実用新案権者**は、その申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、当該実用新案権者がその**見本の検査**をすることを承認するよう**申請することができる**（69条の16第1項）。
- 5 ○ 税関長は、輸入されようとする貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手続を執る場合には、当該貨物に係る商標権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることを旨を**通知しなければならない**（69条の12第1項）。

【択一式】

第16問 正解 2

- 1 ○ 貨物を業として輸入する者は、輸入申告を行って輸入の許可を受けた場合に、当該輸入申告に係る貨物の仕入書を税関長に**提出したときは**、当該仕入書の写しを関税関係書類として**保存することを要しない**（関税法68条、94条1項）。
- 2 × 輸入貨物に係る帳簿のうち、その貨物の輸入予定地を所轄する税関長の承認を受けることなく、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成し、電磁的記録により備付け及び保存をしているものは、**関税関係帳簿に該当する**（94条の2）。
- 3 ○ 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができることとされており、この省略したときの当該輸入の許可書は、**関税関係書類とみなされる**（施行令83条5項）。
- 4 ○ 書面で受領した輸入貨物に係る仕入書について、その記載事項をスキャナにより電磁的記録に記録したもので、当該電磁的記録の記録事項と関税関係帳簿の記載事項との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理されていないものは、**関税関係書類に該当することはない**（83条6項）。
- 5 ○ 電子取引で受領した輸入貨物に関する仕入書に係る電磁的記録は、**関税関係書類とはみなされない**（関税法94条の2第2項）。

第17問 正解 2

- 1 × 特例委託輸入者により電子情報処理組織を使用して輸入申告がされた貨物であって、輸入の許可を受けたもの（関税法4条1項5号の3に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、**当該輸入許可の時**における現況による（関税法4条1項5号の3、67条の2第3項3号）。
- 2 ○ 保税工場における保税作業による製品である外国貨物（関税法4条1項2号に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該外国貨物の性質及び数量は、当該外国貨物の原料である外国貨物につき、**保税工場に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用することが税関長により承認された時**における現況による（4条1項2号）。
- 3 × **保税蔵置場に置かれた外国貨物**（関税法4条1項1号に掲げるもの）で、当該保税蔵置場において亡失したものに対し関税を課する場合の基礎となる当該外国貨物の性質及び数量は、**保税蔵置場に置くことが承認された時（蔵入承認の時）**における現況による（4条1項1号、4号）。
- 4 × 税関長に届け出て外国貨物のまま運送された郵便物で、その発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないもの（関税法4条1項5号の2に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該郵便物の性質及び数量は、**郵便物が発送された時**における現況による（4条1項5号の2）。
- 5 × **輸入申告がされた後に**、輸入の許可を受けないで輸入された貨物に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、その**輸入申告の時**における現況による（4条1項）。

第18問 正解 4

- 1 × 納税申告をした者は、先にした納税申告により納付すべき税額が**過少**である場合には、当該税額について税関長の更正があるまでは、当該税額について修正申告をすることができる（関税法7条の14）。先にした納税申告により納付すべき税額が過大である場合には、修正申告をすることはできない。
- 2 × 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した課税標準又は納付すべき税額を補正することにより行うことができることとされており、これを行おうとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をして、これを税関長に提出しなければならない（7条の14第2項、施行令4条の16第2項）。**補正をした箇所に押印することは不要**である。
- 3 × 納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないことにより税関長による税額の**決定を受けた者は**、当該輸入の後に生じたやむを得ない理由により、当該決定により納付すべき税額が過大である場合に、当該決定をした税関長に対し、当該税額につき**更正をすべき旨の請求をすることはできない**（関税法7条の15第1項）。
- 4 ○ **賦課課税方式**が適用される郵便物に係る関税について納付すべき税額が過大である場合には、当該郵便物の名宛人が税関長に対して当該税額につき更正をすべき旨の請求をすることはできないが、**税関長は**、当該税額が過大であることを知ったときは、その調査により、**当該税額を変更する決定（更正）**をすることとされている（8条3項）。
- 5 × 関税に係る期限後特例申告書の提出に伴って行われることとなる無申告加算税又は重加算税についてする賦課決定については、当該提出が、その関税の法定納期限等から5年を経過した日の前3月以内にされた場合であって、かつ、当該関税についての調査があったことにより当該関税について決定があるべきことを**予知してされたものでないときは**、当該提出があった日から3月を経過する日まで、することができる（14条3項、12条の3第5項）。

第19問 正解 5

- 1 × 輸入貨物に係る関税がその納期限までに完納されない場合には、その納期限から50日以内に督促状を発してその完納されない関税を督促し、督促状を発した日から10日を経過した日までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）には、その期間の経過後は、税関長は、その納税義務者に対し、督促状を発することなく滞納処分を行うこととされている（関税法11条，基本通達11-1，国税通則法40条）。
- 2 × 税関長は、担保の提供されている関税がその納期限までに完納されない場合において、当該担保に係る保証人に当該関税を納付させるときは、納付通知書により、その通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日を納付の期限として、当該保証人にその納付を告知することとされている（基本通達10-2(3)）。
- 3 × 輸入の許可を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があった場合において、当該許可の際当該貨物の輸入者とされた者が本邦に住所及び居所を有しない場合であって、かつ、当該貨物に係る輸入申告の処理を処理した税関事務管理人が、当該手続の処理の委任をした者を明らかにすることができなかったときは、税関長は、当該税関事務管理人からその関税を徴収することができる旨の規定はない。
- 4 × 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物で関税の課税標準の申告があったものについて、賦課決定により納付すべきこととなった関税の徴収権は、その法定納期限等（輸入の許可を受けた場合は、輸入の許可の日）から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（関税法14条の2第1項，6条の2第1項2号イ）。
- 5 ○ 関税（附帯税及び関税の滞納処分費を除く。）が納付されたときは、その納付された部分の関税に係る延滞税についての関税の徴収権の時効は、その納付の時から新たにその進行を始める（関税法14条の2第2項，国税通則法73条6項）。

第20問 正解 3

- 1 × 関税関係法令以外の法令の規定により輸出に関して許可を必要とする貨物に係る特定輸出申告は、**いずれかの税関長**に対してすることができる（関税法67条の3第1項）。
- 2 × 特定委託輸出者が特定委託輸出申告を行う場合において、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易機に積み込もうとする税関空港までの運送については、税関長の承認を受けた場合を除き、当該申告に係る輸出の許可後を含め、一の特定保税運送者が一貫して行わなければならないこととされている。ただし、**輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えない**（基本通達67の3-2-2）。
- 3 ○ 本邦の船舶により公海で採捕された水産物は**内国貨物**であり、これを洋上から直接外国に向けて送り出す場合には、関税法の規定に基づく**輸出の手続を要する**（2条1項2号、4号）。
- 4 × 税関長が、原産地について表示がされていない貨物については、輸出を許可しないこととされている旨の**規定はない**。
- 5 × 輸出の許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合には、当該貨物の輸出申告の際にこれと**併せて保税運送の申告をすることができる**（関税法基本通達63-16）。

第21問 正解 5

- 1 ○ 輸入（納税）申告をしようとする者は、その輸入しようとする**貨物の種類にかかわらず**、予備審査制に基づく輸入貨物に係る予備申告を行うことができることとされている（個別通達「予備審査制について」蔵関251号の1）。
- 2 ○ 税関長は、コンテナに関する通関条約第5条1の規定により関税及び消費税の免除を受けて輸入された**コンテナの修理用の部分品**を輸入しようとする者が、積卸コンテナ一覧表を税関長に提出したことをもって、関税法第67条の輸入申告があったものとみなすことはできない（コンテナ法施行令2条）。コンテナ修理用部分品については、輸入申告に際して**当該部分品の品名及び数量等を記載した書面を提出しなければならない**（3条）。
- 3 ○ 郵便物を輸入しようとする者から当該郵便物につき関税法第67条の**輸入申告を行う旨の申出があった場合**においては、日本郵便株式会社は、当該郵便物を税関長に**提示することを要しない**（関税法76条3項）。
- 4 ○ 税関長は、特例申告貨物の輸入申告に際し、輸入の許可の判断のために必要がある場合には、当該貨物に係る運賃明細書及び保険料明細書を**提出させることができる**（68条）。
- 5 × 輸入しようとする外国貨物を**保税蔵置場に置くことの承認の申請の際に**、当該外国貨物につき経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるために締約国原産地証明書を税関長に**提出した場合**には、当該外国貨物の**輸入申告の際**には、当該締約国原産地証明書の写しを当該税関長に**提出する必要はない**（施行令36条の3第3項）。

第22問 正解 5

- 1 × 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して許可を必要とする貨物を輸入しようとする場合において、当該許可を受けることにつき日時を要するときに、**当該許可を受けた後直ちにその旨を税関に証明することを条件として、当該貨物について輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けることはできない**（関税法73条2項、70条1項）。
- 2 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認申請は、当該貨物に係る**輸入申告の後**に行わなければならない（73条1項）。
- 3 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けようとする者は、当該貨物の**関税額に相当する額の担保**を税関長に提供しなければならない（73条1項）。
- 4 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物については、過少申告加算税が課されない旨の**規定はない**。
- 5 ○ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた外国貨物は、関税法第4条（課税物件の確定の時期）の規定の適用については、**内国貨物とみなされない**（73条3項）。

第23問 正解 O

- 1 ○ 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域に置かれている間に、災害により損傷した場合において、当該災害のやんだ後速やかに、当該災害により損傷した貨物の品名等を記載した届出書を、当該貨物の輸入の許可をした税関長に提出してその確認を受けたときは、関税定率法第10条2項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定による関税の全部又は一部の**払戻しを受けることができる**（定率法10条2項、施行令3条の2第1項）。
- 2 ○ 関税定率法17条1項（再輸出免税）の規定により関税を免除する場合においては、税関長は、その免除に係る関税の額に相当する**担保を提供させることができる**（定率法17条2項、13条3項）。
- 3 ○ 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会への参加者が輸入する物品であって、当該参加者が、当該国際博覧会の会場において観覧者に無償で提供する当該国際博覧会の展示物品の見本品であって、当該国際博覧会の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、関税定率法15条1項（特定用途免税）の規定による**関税の免除を受けることができる**（定率法15条1項5号の2ロ）。
- 4 ○ 関税定率法20条の2第1項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する軽減税率の適用を受けて輸入された貨物を、その輸入の許可の日から2年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供することにつき、税関長の承認を受けたときは、当該承認を受けた者から、その**軽減を受けた関税の額に相当する額の関税を直ちに徴収することとされている**（20条の2第3項）。
- 5 ○ 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に別送して輸入する**自動車**については、関税定率法第14条（**無条件免税**）の規定による**関税の免除を受けることができない**（14条）。再輸出免税（17条）が適用される。

第24問 正解 3

- 1 × 関税を納付して輸入された貨物を再輸出する際に、関税の払戻しを受けようとする場合には、当該貨物がその**輸入の許可の日から1年以内に輸出**されるものである場合に限り、その関税の**払戻しを受けることができる**（定率法19条の3第1項）。
- 2 × 関税の払戻しを受けようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならないが、**税関長の承認は不要**である（施行令54条の16）。
- 3 ○ 関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、関税定率法19条の3第1項の規定の適用を受けようとする旨、当該貨物の再輸出の予定時期及び予定地並びに当該貨物の性質及び形状その他その再輸出の確認のため必要な事項を**税関長に届け出なければならない**（54条の13第1項）。
- 4 × 関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、当該貨物に係る関税の納期限について、関税法9条の2第1項から3項まで（**納期限の延長**）の規定の**適用を受けることができる**（定率法19条の3第2項）。
- 5 × 関税を納付して輸入された貨物で、その輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けて**減却された貨物**については、その関税の払戻しを受けることはできない（19条の3第1項）。

第25問 正解 2

- 1 ○ 当該貨物を輸入する者が特惠関税の適用を受けるために必要な手続をとらないときは、税関長は特惠関税を適用しないことができる（暫定措置法8条の4第5項2号）。
- 2 × 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物の輸出者の事務所において、実地に書類その他の物件を調査することの求めを行った場合において、当該貨物を輸入する者が、当該求めを拒んだときに、税関長が特惠関税を適用しないことができる旨の規定はない。
- 3 ○ 当該貨物の輸出者に対し、当該貨物について質問を行った場合において、当該輸出者が、税関長が定めた期間内に当該質問に対する回答をしないときは、税関長は特惠関税を適用しないことができる（暫定措置法8条の4第5項3号）。
- 4 ○ 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供の求めを行った場合において、当該当局が、税関長が定めた期間内に当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、税関長は特惠関税を適用しないことができる（暫定措置法8条の4第5項5号）。
- 5 ○ 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該当局が当該貨物の輸出者の事務所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することの求めを行った場合において、当該当局が、当該求めを拒んだときは、税関長は特惠関税を適用しないことができる（暫定措置法8条の4第5項5号）。

第26問 正解 3

- 1 × 関税率表の解釈に関する通則2(a)においては、各項に記載するいずれかの物品には、完成した物品で、**提示の際に分解してあるものを含むこととされている（通則2(a)）。**
- 2 × 関税率表の解釈に関する通則3(c)においては、二以上の項に属するとみられる物品であって、関税率表の解釈に関する通則3(a)及び(b)の規定により所属を決定することができないものは、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項に属することとされている（通則3(c)）。**
- 3 ○ 関税率表の解釈に関する通則6においては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、**号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、関税率表の解釈に関する通則1から5までの原則を準用して決定することとされている（通則6）。**
- 4 × 関税率表の解釈に関する通則4においては、関税率表の解釈に関する**通則1から3までの規定によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属することとされている（通則4）。**
- 5 × 関税率表の解釈に関する通則5(b)においては、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、**反復使用に適することが明らかなものは、当該物品に含まれないこととされている（通則5(b)）。**

第27問 正解 4

- 1 × 経済産業大臣の輸出の許可及び輸出の承認を受けなければならない貨物に該当するものを輸出しようとする場合において、経済産業大臣の輸出の許可を受けたときは、併せて経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要する（輸出令1条1項、2条1項1号）。
- 2 × 輸出貿易管理令別表第2の25の項の中欄に掲げる船舶に該当する貨物を輸出しようとする場合において、水産庁長官の確認を受けたときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない旨の規定はない。
- 3 × 輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる無人航空機に該当する貨物であって、総価額が100万円のをアメリカ合衆国を仕向地として輸出しようとするときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要する（輸出令4条）。
- 4 ○ 仮に陸揚げした輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる無人航空機に該当する貨物であって、アメリカ合衆国を仕向地とする船荷証券により運送されたものを輸出しようとするときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要しない（4条1項）。
- 5 × 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる関税定率法別表第95類に該当する玩具をアメリカ合衆国を仕向地として輸出しようとするときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要しない（4条1項3号）。

第28問 正解 4

- 1 ○ 関税の確定又は徴収に関する税関長の処分に不服がある者は、当該税関長に対して**再調査の請求をすることができる**（関税法 89 条 1 項）。
- 2 ○ 税関長による関税の滞納処分についての再調査の請求は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して**3 月**又は当該処分があった日の翌日から起算して**1 年を経過**したときは、正当な理由があるときを除き、**することができない**（行政不服審査法 54 条 1 項、2 項）。
- 3 ○ 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、再調査の請求に関する規定の適用に関しては、**当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなされる**（関税法 89 条 2 項）。
- 4 × 関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合には、財務大臣は、**当該審査請求が不適法であり、却下するときは、関税等不服審査会に諮問する必要はない**（91 条 2 号）。
- 5 ○ 税関長が輸入されようとする貨物のうちに**商標権を侵害する物品に該当する貨物**があると認定して、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその理由を通知した場合において、その**通知の取消しの訴え**を行おうとする者は、当該通知についての**審査請求に対する裁決を経ることなく、当該訴えを提起することができる**（93 条）。

第29問 正解 2

- 1 ○ 輸入申告に際し、通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れることとなった場合における当該行為をした通関業者については、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**に処せられ、これらが**併科**されることがある（関税法111条1項、2項）。
- 2 × 輸入申告に際し、偽った書類を提出して貨物を輸入する目的をもってその予備をした者は、**3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金**に処し、これらが**併科**されることがある（111条1項2号、111条4項）。
- 3 ○ 貨物を保税地域等に入れた後にしなければならない輸入申告に際し、その申告に係る貨物を保税地域等に入れたと偽って申告をして、当該貨物を輸入した者は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**に処せられ、これらが**併科**されることがある（111条1項2号）。
- 4 ○ 関税法110条（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物であっても、同法118条3項に規定する**輸入制限貨物等に該当しないものは**、同条1項本文の規定により**没収**されることはない（118条1項）。
- 5 ○ 法人の従業者がその法人の業務について、関税法111条1項（許可を受けずに輸出入する等の罪）に該当する違反行為をした場合には、当該従業者が同法の規定に基づき罰せられることがあるほか、**その法人に対しても罰金刑が科せられることがある**（111条1項1号、117条1項）。

第30問 正解 4

- 1 ○ 輸入貨物に対し相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた当該輸入貨物の輸入及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産しているものに限る。）に実質的な損害を与える事実が当該相殺関税を課することとした期間の満了後に継続するおそれがあると認められるときは、**当該期間を延長することができる**（関税定率法7条22項）。
- 2 ○ 関税定率法7条1項に規定する**本邦の産業に利害関係を有する者は**、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを**求めることができる**（7条5項）。
- 3 ○ 相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の**輸入者が**納める義務がある（7条4項）。
- 4 × 相殺関税は、外国において生産について直接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産しているものに限る。）に重大な損害を与えるおそれがある事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するため真に必要があると認められるときであっても、**当該補助金の額を超える額を課することはできない**（7条1項）。
- 5 ○ 政府は、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産しているものに限る。）に実質的な損害を与える事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとされており、当該調査は、当該調査を開始した日から**1年以内に終了するもの**とされているが、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を**6月以内に限り延長**することができるとされている（7条7項）。